

第 5 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成23年12月12日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第5回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成23年12月12日（月曜日）

午前10時2分開議

午前12時2分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革について
- (2) 道州制について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 閉会中の継続審査事件について

出席委員（16人）

委員長 中村博生
副委員長 溝口幸治
委員 前川 收
委員 岩下 栄一
委員 平野 みどり
委員 藤川 隆夫
委員 重村 栄
委員 池田 和貴
委員 松岡 徹
委員 山口 ゆたか
委員 上田 泰弘
委員 東 充美
委員 泉 広幸
委員 杉浦 康治
委員 前田 憲秀
委員 橋口 海平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長 駒崎 照雄
市町村局長 小嶋 一誠
人事課長 古閑 陽一
財政課長 浜田 義之

税務課長 出田 貴康

市町村行政課長 能登 哲也

市町村財政課長 山口 洋一

企画振興部

総括審議員兼

政策審議監 河野 靖

企画課長 坂本 浩

健康福祉部

健康福祉政策課長 吉田 勝也

環境生活部

政策審議監兼

環境政策課長 内田 安弘

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 田中 邦典

農林水産部

農林水産政策課長 国枝 玄

土木部

監理課長 金子 徳政

都市計画課審議員兼

課長補佐 平山 高志

教育委員会事務局

教育政策課長 田中 信行

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川上 智彦

政務調査課主幹 板橋 徳明

午前10時2分開議

○中村博生委員長 おはようございます。ただいまから、第5回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

それでは、審議に入ります。本委員会に付託されている調査事件は、地方分権改革に関する件、道州制に関する件、政令指定都市に関する件であります。

まず、執行部から説明の後に、一括して審議を行いたいと思いますので、説明に当たっては、可能な限り簡潔にお願いいたします。

それでは、お手元の委員会次第に沿って、順次説明をお願いいたします。

議題1及び2について、坂本企画課長からお願いいたします。

○坂本企画課長 それでは、地方分権改革関係について御報告いたします。座ったまま失礼いたします。

1ページをお開きください。

右の欄に、地域主権改革における主な動きを整理しておりますが、9月議会以降の動きとしましては、11月29日に義務付け・枠付けのさらなる見直しについてということで、第3次見直しが閣議決定されております。第3次見直しにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

2ページは、前回は添付しておりましたが、22年6月に閣議決定されました地域主権戦略大綱の概要版を掲載しております。この大綱に沿って、改革が進められているところです。

3ページをお願いいたします。

前回及び前々回に御説明させていただきました本年4月と8月に成立した第1次一括法と第2次一括法について、現在の本県対応状況をまとめております。

まず、基礎自治体への権限移譲についてですが、現在は平成24年4月の移譲に向け、住民サービスへの影響が生じないよう、県の主管課と市町村間で個別説明会の実施やマニュアルの作成・配付等を行っているところです。

また、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の改正を今議会に提案しております。これは、この条例によって既に権限移譲されている事務のうち、2次一括法の成立により、法律上、市町村長が処理する

こととなる14事務について、関係規定の整理をするものでございます。

その工程表は、次の4ページ基礎自治体への権限移譲に係る工程表になります。

3ページに戻っていただいて、義務付け・枠付けの見直しへの対応としては、来年の2月議会以降、順次条例制定・改正を御提案させていただくことを予定しております。2月議会には、4法律、24年度内には15法律の条例改正を提案予定です。なお、市町村においても条例整備の必要があるため、県としても必要な情報の提供や支援を行ってまいります。

義務付け・枠付けの見直しに係る条例制定・改正の工程表については、5ページに記載をしております。

基準内容の検討、審議会等の開催、パブリックコメントの実施など、条例制定・改正に必要な準備が整い次第、個別に提案していくことにしております。

6ページをお願いいたします。

義務付け・枠付けの見直しに係る第3次見直しが、11月29日に閣議決定されております。

資料の中ほど、2、第3次見直しの概要とその主な例というところをごらんください。

(1)地方からの提言等に係る事項、(2)通知、届け出、報告、公示公告等(3)職員等の資格・定数等の3分野に係る1,212条項を対象に、許容類型に該当しない363条項について検討が進められ、291条項について見直しが行われております。

主な例として、地方からの提言等に係る事項では、都道府県交通安全対策会議の委員について、現行法令に掲げられているもののほか知事が必要と認める者をもって充てることができるようにするという改正や、指定居宅介護支援事業の人員・運営に関する基準の条例委任などがあります。今後の取り組みとして、法律の改正により措置すべき事項につい

ては、所要の一括法案等を平成24年通常国会に提出することとされております。

7ページをお願いいたします。

ひもつき補助金の一括交付金化ということで、22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱の概要を掲載しております。

左下のところに、実施手順としておりますが投資に係る補助金等は平成23年度以降段階的に実施、経常に係る補助金等は平成24年度以降段階に実施することとされております。

また、昨年12月の地域主権戦略会議において、都道府県分は23年度から導入、政令市を含む市町村分について、年度間の予算額の変動性を勘案し、24年度から導入することとされ、今年度は都道府県分の投資関係補助金等の一括交付金化が導入されているところで

す。8ページは、24年度における一括交付金の拡充についてということで、11月25日に開催された地域主権戦略会議の配付資料を掲載しております。

1、投資関係の都道府県分について、事業選択における自由度をより拡大するとともに、効率的・効果的な執行が可能となるように対象事業の拡大・増額を図ることとされております。

市町村分については、24年度から一括交付金化の導入が予定されておりましたが年度間の変動や地域間の偏在が大きいといった課題を踏まえつつ、引き続き検討を進めるとされたところ

です。そのため、24年度においては規模も大きく都道府県に準じた権能を有する政令指定都市を対象として導入するとされました。

なお、全国市長会、全国町村会からは一括交付金化の導入に当たっては極めて慎重に検討することなどの意見が出されております。

また、社会保障などの経常関係については、対象となり得る補助金等が限定され、地方が求める自由度の拡大や事業の効率化等に

寄与しない可能性があることから、引き続き検討を進めることとされております。

来年度の一括交付金の規模については、本年度の5,120億円から増額を図ることとされており、都道府県分と政令指定都市分を合わせて8,000億円を目指すこととされております。来年度の制度設計については、今後、政府内で検討が進められることとなりますので、県としましては引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、国の出先機関の原則廃止に関連して検討しております九州広域行政機構について御説明いたします。

9ページをお開きください。ここからは資料が縦になります。

九州広域行政機構に関する経緯をまとめたものです。ことしの経緯を国の動き、全国知事会の動き、関西広域連合の動き、そして九州知事会の動きの3列で整理をしております。前回御説明した以降の動きについて御説明いたします。

まず、10月7日国の出先機関の原則廃止の方向性を早急に示すことを求める意見書の県議会から国への提出がっております。前回の委員会で御審議・御議論いただきました10ページになります。

国の出先機関の原則廃止を進めるのか否かそのスケジュールに変わりはないのか否か、早急に明確にするよう国に迫る内容となっております。

9ページの表に戻っていただきまして、1番左の列、国の第3回アクションプランの推進委員会では、9月をめどに予定されていた移譲対象出先機関決定に向けての中間取りまとめは、結局提示されませんでした。しかし、進めるのか否か、そのスケジュールに変わりはないのか否かについては、その下、10月20日に開催された第13回地域主権戦略会議で野田首相から、関連法案を予定どおり来年の通常国会に提出する方針が表明されまし

た。

10月28日臨時国会における首相の所信表明演説も、出先機関の原則廃止に向けた改革を進めることが表明されております。

この首相の方針表明を受けて、1番右の列、10月31日に開かれた第138回九州地方知事会議では、「地域主権改革の推進について『出先機関の原則廃止』に向けて」を特別決議しております。

11月21日に開催された政府主催の全国知事会議でも首相が、次の通常国会に法案を提出するべく最大限の努力をするよう閣僚に指示したことを表明しています。

次の11月25日の第14回地域主権戦略会議では、10月7日の第3回アクションプラン推進委員会で提示された検討課題の検討状況について、報告が行われております。

その次の段から点々枠囲みが3つありますが、これは今後の予定について記載しておるところです。年内には、広域連合への移譲に向けた課題の克服にめどをつけ、来年春には出先機関のブロック単位での移譲についての全体像を固め、来年通常国会に法案を提出するとされているところ です。

11ページをお開きください。

先ほども申しましたように、10月7日の第3回アクションプラン推進委員会では、中間取りまとめは示されませんでした。かわりに内閣府から、この広域的実施体制の基本的枠組みに係る検討課題が示されております。広域連合制度を活用するための諸課題を3ページにわたり列挙してあります。13ページまでになります。

これに対して、九州地方知事会からは広瀬知事が出席し、資料を提出して説明を行っています。

14ページをお願いいたします。

九州地方知事会が示したペーパー「出先機関の丸ごと移譲の実現に向けて」です。

まず初めに、国の出先機関の原則廃止は政

府の決定事項であり、地方もこれを信頼して具体的な検討を進めてきたという九州の基本的立場を説明しております。

次のページをお開きください。

内閣府が列挙している検討課題は、九州が2月に提案した広域行政機構法(仮称)の骨子(案)に既に示されていること、またアクションプラン推進委員会でも説明したということ。これを述べ既に示していることなので、速やかにこの課題について政府の考え方を示すべきであるとしています。

最後に、丸ごと移譲に向け政治のリーダーシップをお願いするという内容になっております。

次の16ページは、その際の添付資料、広域行政機構法骨子案のポイントです。丸ごと移譲、新たな組織、ガバナンス、財源措置について記載をしているところです。

17ページをお開きください。

10月31日に開催された九州地方知事会議で、特別決議を行いました。「地域主権改革の推進について『出先機関の原則廃止』に向けて」です。

内容は、10月20日に野田首相が法案を通常国会に提出するということを表明したことに大きな期待を抱いており、閣議決定されたスケジュールに沿って、改革を着実に推進していくよう求めるという内容となっております。

次の18ページをごらんください。

これは、10月25日に開催された第14回地域主権戦略会議で、内閣府から示された資料です。10月7日に示された検討課題の検討状況を報告する内容で、3行目に政府部内の議論集約に向けた取り組みが進んでいるが、なお残る主な論点は以下のとおりとされており、論点が絞られております。しかし、それ以外の論点はどうなったかについては、具体的には示されておられません。

最後に、この第14回地域主権戦略会議の

後、今回資料には記載しておりませんが、12月9日、先週の金曜日には民主党の地域主権調査会総会が開催され、九州地方知事会会長が出席して、民主党の国会議員の方々と意見交換を行っております。

会議の内容は非公開とされておりますが、広瀬会長が丸ごと移譲や財源の保障、さらには緊急時に対応できるような制度上担保することなどが必要などといった、従来からの九州の基本的考え方を説明し、国会議員と意見交換会が行われた模様です。

地方分権改革関係の説明は、以上となります。

続きまして、道州制関係について御報告させていただきます。

21ページをお開きください。

道州制関係の動きを一覧にしております。前回の報告から、動きのあったものをゴシック体で記載しております。

11月16日、鹿児島市で九州地域戦略会議が主催する道州制シンポジウムin鹿児島が開催されました。冒頭、鹿児島県の伊藤知事があいさつして、今後10年から30年のうちに九州は1つということが、経済的・行政的に必要となるということを述べました。

同じ日に、超党派の国会議員などが参加する道州制懇話会のシンポジウムが開催されております。堺屋太一氏、大田弘子氏、高橋洋一氏による公開討論が行われました。

翌日の11月17日に、九州に活動拠点を持つ経済人が参加する九州経済フォーラムが模擬九州府長就任式を開催しました。九州経済フォーラム会長の石原JR九州会長が、道州制の九州府長に就任したと想定し、模擬就任演説、模擬記者会見が行われました。

続きまして、22ページをごらんください。

一昨年、昨年と開催しておりますが、今年度も道州制の周知啓発として道州制シンポジウム・イン熊本を開催いたします。来年1月25日水曜日の13時30分から、熊本テルサで開

催する予定です。今回は、前総務大臣の片山慶応義塾大学教授をお迎えし、基調講演をいただくとともに、パネルディスカッションでは蒲島知事と九経連の松尾会長も参加して、議論を行う予定となっております。

詳細が決まり次第、委員の方々には御案内申し上げます。ぜひ御参加いただきますよう、お願いをいたします。

道州制関係の説明は、以上です。

○中村博生委員長 次に、議題3政令指定都市関係について、能登市町村行政課長。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。

本日は、委員会資料のほかに参考資料も準備しておりますが、主に委員会資料に沿って御説明いたします。資料は、24ページからでございます。

資料はI政令指定都市制度の概要、II政令指定都市移行に向けたこれまでの取り組み、III政令指定都市移行に向けた平成23年度の取り組みの3部構成にしておりますが、I及びIIにつきましては、9月議会以降に組み合わせ内容に変更がございませんので、説明を割愛させていただきます。

それでは、資料34ページをお開きください。

9月議会以降の動きにつきまして、III政令指定都市移行に向けた平成23年度の取り組みを御説明いたします。

まず、1の主なスケジュールでございます。9月議会以降の主な取り組みといたしましては、2の熊本市を政令指定都市に指定する関係政令及び公布にも記載しておりますが、10月18日に熊本市を指定都市に指定するための地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令の改正について、閣議決定がなされました。さらに、10月21日には、改正政令の公布がなされてございます。

これによりまして、平成24年4月1日の熊本市の政令都市移行が正式に決定したことになります。

次に35ページ、3 県から市への事務権限移譲でございます。

まず(1)の円滑な事務権限移譲の推進のうち①の事務権限移譲に係る事務引き継ぎでございます。

事務引き継ぎにつきましては、これまでも御説明してまいりましたとおり、移譲する事務について、移譲に伴う事務処理の停滞や住民サービスの影響が生じることがないように、県・市で連携しながら取り組みを進めております。

平成23年度下半期につきましては、(ロ)にございますように、住民への周知、関係事業者等に対する説明会等の開催、諸様式の印刷、窓口のサインの準備、受け付けや事務処理のシミュレーションなど、熊本市における事務処理を念頭に置いた直前の準備を進めることとしております。今回の正式決定を踏まえまして、熊本市が準備を加速させてまいります。

なお、中ほどに記載しておりますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、長い法律名でございますが、いわゆる第2次一括法でございますが、その成立などに伴いまして法令必須事務が増加するなど、熊本市へ移譲される事務の一部に影響が生じる見込みでございます。最終的な移譲事務数につきましては、若干の増減が予想されます。

具体的な移譲事務数などにつきましては、2月議会におきまして御報告いたしますが、これらの事務につきましても、県・市担当課の間で十分な引き継ぎを行うこととしてございます。

また、9月議会の当委員会における御意見を踏まえまして事務権限移譲の結果、想定される影響とその対応策等に係る調査を改めて

実施いたしましたので、調査結果について御説明いたします。

お手数でございますが、参考資料の10ページをお開きください。

1の趣旨にありますとおり、熊本市の政令指定都市移行に伴いまして県から市に移譲されるすべての事務につきまして、現時点において想定される事務権限移譲による影響とその対応策について、全庁的に調査を行いました。

調査2につきましては、(2)に記載しておりますとおり、①事務権限移譲に伴い関係者に新たな負担が生じるもの、②事務権限移譲に伴い、県で処理する基準と市で処理する基準に差が生じるもの、③既存の制度が異なるため、事務権限移譲に伴い関係者へ影響が生じるもの、④事務権限移譲に伴い事務処理に時間がかかるようになるものという4つの視点から影響が生じないか調査を行いました。

調査結果の詳細につきましては、参考資料の11ページ以降に事務ごとに整理してございます。

11ページをお開きください。

まず、事務権限移譲に伴い関係者に新たな負担が生じるもの、8事務でございます。

(1)自立支援医療費、精神通院医療に関する事務を例に御説明いたしますと、影響の概要にございますように、精神疾患の方が治療のために医療機関を利用された際には、医療機関が医療費を自治体に請求いたします。この場合、これまでは医療機関は県へ一括請求を行えばよかったですのですが、移譲後は県と市町村に分けて請求することになります。また、医療費を受けている受給者の方が、熊本市と熊本市以外の県内市町村との間で転居された場合、これまでは県への転居届けだけで済んでいたものが、転居先に応じまして、県または熊本市に再度認定申請を行うこととなるといった影響が生じます。

このような影響に対しましては、影響に対

する対応策の欄にございますように①の影響に対しましては関係する指定医療機関に医療費請求の手續に関する資料を作成し、十分な説明を行うこととしてございます。

②の影響に対しましては、転居の際の認定申請につきまして、県・市間で診断書等の添付資料を相互に提供することなどによりまして、申請者の負担軽減を図ることとしてございます。

その他の事務につきましても、関係者に何らかの新たな負担が生じますが、その負担が軽減されるような対応策を講じることとしております。

次に、15ページでございます。

事務権限移譲に伴い、県で処理する基準と市で処理する基準に差が生じる可能性があるもの、これが6事務ございます。

最初に、(1)の身体障害者更正相談所の設置を例にいたしますと、熊本市への移譲後は、更生医療費及び補装具費の判定につきまして、熊本市が独自の基準で実施できるようになることから、県と市の間で取り扱いが異なる可能性がございます。しかしながら、既に県と市の担当者間で判定基準を同一のものとするので協議を行ってございます。

その他の事務につきましても、移譲に伴いまして処理基準などに差が生じる可能性がございますが、影響を小さくするように対応策を講じることとしてございます。

次に、18ページ、3、既存の制度が異なるために事務権限移譲に伴い関係者に影響が生じるものでございます。これは9月議会で御指摘もございました工事等に係る入札契約制度の運用でございます。県と熊本市で入札契約に関しまして方法や基準等が異なっており、現状のままではこれまで熊本市内の県工事の入札に参加できた熊本市外の県内業者が、政令指定都市移行後は同規模の工事の入札に参加できなくなる可能性があるというものでございます。影響に対する対応策といた

しまして、市に対しまして建設産業振興プランに掲げます県内企業の受注機会の拡大の趣旨について説明を行いますとともに、県の発注方法を情報提供するなど、取り組みを行うこととしております。

次に、4 事務権限移譲に伴い、事務処理に時間がかかるようになるものでございます。旅券、パスポートの申請受け付け・交付等に関する事務でございますが、熊本市に移譲されることによりまして、熊本市で設置される各区役所で申請受け付けと交付が可能となり、県民の利便性が向上し、さらには申請者の本籍地が熊本市の場合、戸籍をとる場所での申請が可能となることで、ワンストップサービス化が図られるといったメリットがございます。しかしながら、旅券の作成は引き続き県で行うことになってございますので、県と市との間での申請書類の交換の日数が増加することになります。現在、県では6日で処理しておりますが、あくまでも現時点での予定ですが、移譲された後は、その交換の時間等がございますので、9日間で処理されることとなる見込みでございます。パスポートの事務につきましては、既に県から多くの市町村に移譲済みであります。申請者が早急に渡航する必要があり、市町村での申請受け付けでは渡航に間に合わない場合などには、県庁での申請受け付けも可能としており、熊本市の場合も同様の措置を講じることとしております。

参考資料の10ページに戻っていただきたいと思ひます。

影響の生じます15事務につきまして類型ごとにかいつまんで御説明いたしましたが、これらの事務の中には、既にそうした影響を踏まえて十分な調整が行われているものも含まれております。また、各所管部局では引き続き来年4月までの間、影響緩和のための対応策を講じることとしております。

4 今後の対応ですが、熊本市への移譲事

務については、政令指定都市移行後は熊本市が主体的に対応することとなりますが、今後も影響緩和を含めて、県が有している事務処理のノウハウなど、できる限りの事務引き継ぎを行うこととしております。さらに、人事交流や研修等も積極的に活用するとともに、担当窓口が県から熊本市に変更される事務については、県及び熊本市の広報紙等による周知徹底や関係事業者等への説明会の開催など来年4月の事務権限移譲に向けて、県市連携した取り組みを引き続き進めていくこととしております。

次に、資料に戻りまして、36ページをお願いいたします。

②事務権限移譲に伴う県市間の人事交流、③県市間における連絡調整会議の設置、④熊本市における取り組みのうち(1)区役所等の整理につきましては、9月議会で説明した内容で現在取り組みを進めているところでございます。

次に、(2)区役所開設に向けた準備でございます。熊本市では、区役所開設に向けて本年4月から庁内関係部署の職員による区役所開設準備プロジェクトを設置し、区役所開設時に各種手続がスムーズに実施できるよう、さまざまな取り組みを進めていますが、11月1日には区長予定者を初めとする区役所開設準備担当職員30名に併任辞令を発令し、区役所への引越しや職員研修等の準備を着実に進めているところでございます。

次に、(3)区バス導入に向けた準備、37ページ、5県・市連携した取り組みのうち(1)から(3)につきましては、9月議会で御説明しておりますので、割愛させていただきます。

次に、38ページ(4)政令指定後の関係条例の改正でございます。

熊本市の政令指定都市が正式に決定したことから、熊本市では区の設置等に関する条例など、県では知事の権限に関する事務処理の

特例に関する条例などの制定・改廃が必要となります。県では、原則として事務権限移譲に伴う条例については、閣議決定直後の11月定例会に、区制導入に伴う条例については、熊本市で区の設置等に関する条例が可決されました後の2月定例会に提案することとしておりまして、今定例会では熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例及び熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の2本の条例の改正を提案させていただきます。

改正条例の内容につきましては、参考資料23ページに資料をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、(5)政令指定都市移行に係る周知等でございます。9月にも御説明いたしました熊本市の政令指定都市への移行が正式に決定しましたことを受けまして、窓口が県から市に変更となる事務、行政区の設置に伴う住居表示の変更、さらには、それに伴う既存の許認可や登録の変更が必要となる手続などについて、広く周知広報を行う必要がございます。現在、熊本市とそれぞれの役割分担などにつきまして相談を行いながら、周知広報に向けた取り組みを進めているところでございます。

(6)政令指定都市実現に向けた気運醸成の取り組みでございます。これまでも熊本市政令指定都市推進協議会における取り組みや、熊本市の取り組みを支援してまいりました。この協議会では、移行の正式決定を受けまして、中心市街地アーケードでの懸垂幕や吊り看板の設置を行うとともに、熊本市と共催して、PRイベントとしましてラッピング市電、市バスの運行や政令指定都市誕生記念イベントを開催しております。また、熊本市においても、市役所庁舎前への政令指定都市移行決定看板の設置、該当PRイベントや市政リレーシンポジウムの開催などを行っております。

今後も、この協議会及び熊本市と連携しながら、100日前カウントダウンイベントの開催などを予定しておりまして、県におきましても引き続きこうした動きを支援することとしております。

最後に、39ページ(7)都市計画法に基づく区域区分、線引きについてでございます。

富合町、城南町及び植木町の旧3町における区域区分・線引きの必要性及び本年9月までの取り組みにつきましては、前回御報告しておりますので、10月以降の取り組みについて御説明いたします。

県及び熊本市でそれぞれ開催いたしました公聴会で出されました関係住民からの意見や、その検討結果を参考に県としての案を作成しまして現在、国との事前協議を進めているところでございます。今後は速やかに事前協議を整え、公告縦覧、県都市計画審議会への付議など、都市計画法の手続を経まして平成20年3月までに手続を完了するように県市で連携しながら取り組みを進めていくこととしております。

以上、熊本市の政令指定都市移行に関しまして、9月議会以降の取り組み状況を中心に御説明を申し上げます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○中村博生委員長 次に、政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像について、坂本企画課長。

○坂本企画課長 企画課でございます。

政令市誕生後の県内各地域の将来像、いわゆるビジョンの案について御説明させていただきます。

若干長くなりますが、お許しいただきます。

このビジョンの策定に当たりましては、これまで当委員会において経過を御報告しながら進めてまいりました。その中で、年内に策

定するというスケジュールをお示ししておりましたが、今回、最終案を策定いたしました。

別冊でお配りしておりますA4の冊子それとA3の1枚の概要版で御説明させていただきます。

今議会の一般質問でも多くの御質問をいただき知事、企画振興部長が答弁をしておりますので、重複する部分もあるかと思いますが、御容赦ください。

それでは、まずA3の概要版をごらんください。

左側、1の策定の基本的な考え方、2の本県を取り巻く環境、3の今後の県政における取り組みの方向性～重点化ポイント～につきましては、これまで説明してまいりましたとおりでございます。前回の委員会でも御説明していました内容から変わってはおりません。

まず、1の策定の基本的な考え方ですが、新幹線駅や熊本市から離れた地域において、新幹線全線開業や政令指定都市誕生の効果、チャンスはどう生かすのかなどの不安があり、県としてはこの不安を払拭し、チャンスを最大限に生かして、地域の活性化につなげていくため、この県内各地域の将来像を策定することとしたものです。今回策定する地域の将来像や取り組みの方向性に沿って、県と市町村が連携して取り組んでいきたいと考えておるところです。

2の本県を取り巻く環境ですが、人口減少や少子高齢化、地域経済の低迷など、本県が直面している現状を分析しております。

本文では、数字を示しております。例えば地域間格差については、申しわけありませんが冊子の方の4ページ、5ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。

人口の減少や、1人当たりの市町村民所得などの表がここにあります。特段の御説明は省略いたしますけれども、人口の集中と経済

の地域間格差などが顕著にあらわれていると認識をしております。

概要版にお戻りいただきまして、左側の中段に「ビッグチャンスを最大限に生かす」と書いておりますが、そのため本県を取り巻く環境を踏まえ、さらなる県勢の発展や地域の活性化を目指し、4つの方向性に沿った取り組みの重点化を図ることとしました。それが3の今後の県政における取り組みの方向性～重点化ポイント～でございます。新幹線全線開業と政令指定都市誕生の効果の全県波及、政令指定都市以外の地域振興の重点化、道州制や急成長するアジア等世界をにらんだ取り組みの展開、安全・安心な暮らしを支え未来につながる県土づくりの推進の4つでございます。

新幹線全線開業と政令指定都市誕生の効果の全県波及については、①新幹線を最大限に生かすための取り組みの強化ということで、具体的には新幹線で熊本を訪れた観光客などを県内各地へ誘導していくため、広域連携あるいは2次アクセスの整備充実などを挙げております。

②の熊本都市圏の拠点性向上とその他の地域との連携による相乗効果の増大は、熊本市が政令市効果を最大限に発揮し、県全体の牽引役となるとともに、他地域との連携強化、さらには熊本駅、空港、熊本港などの交通拠点の充実により、九州における拠点性の向上、国内外との交流の拡大を目指します。

次の政令指定都市以外の地域振興の重点化につきましては、①地域住民や市町村が行う地域活性化の取り組みの総合的支援を行います。県としては、地域資源を生かした地域の取り組みを後押しし、市町村、地域住民や団体等と共同して取り組むこととしています。

一方で②広域的な取り組みや基盤整備の推進としており、市町村域を越え広域的に取り組む方が、より効果的な場合も多く、県としてはそのネットワークづくりなどを推

進していくこととしています。

(3)として、道州制や急成長するアジアと世界をにらんだ取り組みの展開という方向性について記載しています。

①九州ワイドの取り組みの推進ですが、将来の道州制を見据えて県境交流を進め、九州各県との連携による取り組みを進めます。九州における拠点性を高めるための幹線道路ネットワークの整備、県境地域における県境を越えた広域観光連携などの取り組みを展開することとしています。

②ではアジア等世界をにらんだ取り組みの展開ということで、東アジアをはじめ世界に目を向け、世界を相手にした交流促進により、海外の活力を取り込んでいくという方向性を記載しております。

(4)安全・安心な暮らしを支え未来につながる県土づくりの推進ですが、東日本大震災の教訓を生かし、県民の安全・安心な生活を確保するという観点からまとめています。

①では危機管理体制や防災機能の充実強化を図ること、地域医療体制の充実、地域包括ケアの整備などについて、②では福祉・医療サービス、食料生産、道路や公共交通ネットワーク、高速情報通信網などの基盤整備に取り組むこと、また、新エネ導入や省エネ推進を柱とする総合的エネルギー政策の策定や子育て環境、教育環境の整備を図ることなどについて記載しています。

以上が、4つの取り組みの方向性です。

続いて、右側の各地域の将来像について御説明いたします。

各地域においては、それぞれ有する資源を生かして、個性的で魅力ある地域づくりを進めていくことが大切です。県では、どの地域にあっても誇りに満ちた暮らしが送れるよう、各地域の振興に取り組むことを基本としています。

今回、市町村の御意見を踏まえ、地域ごとの将来像を描き、取り組みの方向性などを示

すこととしておりますが、その際、近接する複数の市町村において取り組みの方向性が合致するあるいは広域的に連携して取り組む方が、より効果的な場合も多くなっていることから、さまざまな連携を包含する広域的な地域を想定し、その地域ごとに記載することとしました。

今回想定した地域は、あくまで重点化ポイントの視点での連携を中心にとらえ、市町村でも区分しておらず、当然、地域振興局管内などを越えて、弾力的にとらえるようにしております。また、福祉や教育など、どの地域でも取り組むこととなる施策は、あえて地域ごとには記載をしておりません。

主な取り組みの方向性は、ここに記載の6つの地域ごとに示しております。この広域的な地域のくくり方について、冊子の方の30ページのイメージ図をごらんいただきたいと思っております。

最後のページになります。

新幹線新駅からの波及を最大限に生かすという視点でまとめたのが、波線で囲んだ地域です。新玉名、熊本、新八代、新水俣の各駅との連携が有効な地域です。

次に、広域観光連携など多様な連携の可能性がある地域が、実線で囲んだ地域です。そのほか、県境連携が考えられる地域を点線で囲んでおります。

そのうち実線で囲んだ地域が、より多くの連携を含んでいると考え、今回はこのくくりで各地域の将来像をまとめることとしました。

熊本市を中心とした熊本都市圏地域、荒尾、玉名、山鹿、菊池の各市と、その周辺部からなる県北地域、それと阿蘇地域。県央の中でも東側の地域、八代と水俣・芦北、人吉・球磨からなる県南地域、そして宇土半島から天草にかけての地域という6つの地域を想定し、整理をしたところです。

それでは冊子を使いまして、地域ごとに説

明をさせていただきます。

まず、17ページをお願いいたします。

地域ごとに、①で位置づけ(性格)、それと②で将来像、③で主な取り組みの方向性ということで整理をしております。

①の位置づけは、地理的要因などを中心に②の将来像は、現在ある強みをさらに伸ばすイメージで描いております。

熊本市を中心とした熊本都市圏地域ですが、この地域は拠点性の向上やハブ機能の強化を図り、県全体を牽引していくべき地域と考えています。

将来像として、政令市となる熊本市が九州を代表する都市として強力な都市ブランドを世界に発信し、熊本市を中心とした都市圏地域は、産業や経済など県全体を強力に牽引する姿を描いております。また、九州における拠点性が向上し、国内外との交流が拡大している、また、貴重な財産である地下水を守り、熊本の誇るべき宝として活用されているとしております。

主な取り組みの方向性としては、これまでの産業集積等を生かした関連企業誘致の促進、次の18ページでは、生活環境の整備等による移住・定住の促進を記載しております。

また、熊本市及びその周辺地域におけるハブ機能の強化としては、増加する交流人口を県内全域に波及させるため熊本市と県内各地域を結ぶ道路の整備、公共交通機関などの交通ネットワークの強化を記載しました。さらに、官民協同による地下水保全対策の強化、県と熊本市との連携強化という方向性を記載しました。

政令指定都市誕生の効果を熊本都市圏のみならず、県内全域に波及させていきたいと考えております。

20ページをお開きください。

県北地域です。この地域は福岡をターゲットに菊池川流域の連携による交流の拡大や、定住人口の増加を図っていく地域と考えてい

ます。将来像としては、豊富な地域資源を活用したさまざまな連携により魅力的な広域観光が展開され、交流人口が拡大し、福岡都市圏等に通勤する人たちが移住するとともに、自動車など関連企業がさらに集積、さらには畜産や野菜、果樹などを中心に生産性の高い農業を展開されているという姿を描きました。

主な取り組みの方向性として、新玉名駅からの2次アクセスの向上を図るとともに、その他の交通拠点を生かした取り組みを強化するなど、県北の玄関口としての玉名地域の機能強化、また、20ページの下に記載しておりますような、さまざまな地域資源を生かしながら、福岡などからの誘客を目指した広域的観光の振興を記載しております。これまで培ってきた韓国などとの交流を生かし、隣接する福岡、その先にある中国地方、関西、関東地方や東アジアを見据えた交流拡大に向けた取り組みを推進していきたいと考えています。

さらに21ページでは、県下有数の農産物、森林資源、水産物などの地域資源については、消費者ニーズを踏まえた商品づくりなどを進め、さらなる農業所得の向上を目指すこととしております。

22ページをお開きください。

阿蘇地域です。この地域は、阿蘇の草原の維持・再生や世界への情報発信により、九州における観光のハブ化を推進していく地域と考えています。将来像としては、阿蘇の草原、豊かな自然や魅力ある景観が守られ、農林業への新エネルギーの導入や農畜産物のブランド化が進み、持続可能な農山村の形成、交流人口がますます増大している姿を描きました。

主な取り組みの方向性として、阿蘇の草原の維持・再生等と九州観光の拠点化、ハブ化の推進を掲げています。

熊本はもちろん九州、日本のブランドであ

る阿蘇、そしてこの地域の観光を支えている阿蘇の草原の維持・再生に向けた取り組みを強化するとともに、地域資源を生かした滞在交流型観光の振興や、阿蘇と各県の観光資源を結ぶ広域観光ルートの充実、隣接する阿蘇、熊本空港の機能強化を図り、九州における観光の拠点化を促進したいと考えています。また、世界文化遺産や世界ジオパークネットワークの登録に向けた取り組みを推進します。

また、23ページにはエネルギーの地産地消（スマートビレッジ）のモデルづくりや、地域特性を生かした農業の振興を掲げています。豊かな森林資源、小水力、地熱など新エネルギーとして活用できるものが多くあるこの地域で、環境に負荷をかけない農林業の推進とともに、エネルギーの地産地消を実践するスマートビレッジのモデルづくりを目指します。また、観光との連携はもとより、阿蘇というブランド力を生かし、農家レストラン、農家民宿、グリーンツーリズム等を活用した6次産業化などを推進していきたいと考えています。

24ページをお願いいたします。

県央東部地域ですが、この地域は地理的特性を生かした平坦部での定住促進や、緑川流域の連携による広域的な観光振興などを図る地域と考えています。将来像としては、熊本市に近接する平坦地域において、その地理的優位性を生かした商工業の集積が図られ、多くの人の移住・定住、また山間地においては、九州中央自動車道の整備にあわせ、宮崎県境地域との連携が深まり、魅力ある地域資源を生かし、観光振興等により交流人口が増加している姿、さらに農畜産業や林業において高付加価値化等による所得の向上を描きました。主な取り組みの方向性として、熊本市及びその隣接地域への通勤圏としての移住・定住の促進とともに、整備が進む九州地方自動車道などの高速交通網や阿蘇・熊本空港へ

の利便性の高さといったポテンシャルを生かした企業誘致の推進を掲げました。また、中山間県境地域における交流人口拡大を掲げました。

緑川流域や宮崎県に続く日向往還といった歴史的資産、伝統芸能、九州山地の自然環境等を生かした観光振興に力を入れ、交流人口の拡大を図ります。また、高冷地野菜などのブランド化、地域の農林産物を活用した特産品の開発・製造・販売を目指す6次産業化の推進などによる農林業の高付加価値化に向けた取り組みを強化することとしています。

25ページは、県南地域です。この地域は、核となる八代の拠点性の向上とともに、八代地域と水俣・芦北地域、人吉・球磨地域、この3者が連携しながら、地域資源を生かした農林水産業の振興や交流拡大を図る地域と考えており、今回の地域想定の中でも最も広範囲の地域を想定しています。将来像としては、新幹線や高速道路など南九州の高速交通網の結節点としての機能や、アジアに向けた物流拠点としての八代港の機能の強化により、八代の拠点性が向上し、県南地域を構成する各地域間の連携も深まり、人的・物的交流が活発化する姿、県内有数の生産量を誇る農林水産物や地域に息づく歴史・文化・自然環境など、特色のある資源を生かした取り組みにより経済が活性化してきている姿を描きました。

主な取り組みの方向性としては、まず農林産業のさらなる振興を掲げました。平坦地での農地の集約、施設園芸での低コスト化、ブランドの維持確立に向けた取り組みをさらに強化し、中山間地では地域特性に応じた農産物の栽培、高品質化、また水俣・芦北地域での環境保全型農業の推進、山間部での林業、木材産業のさらなる発展に向けた木材の加工流通機能の拡充などを記載しています。

さらに、八代港や南九州の交通インフラの結節点としての機能、県内有数の農業生産地

という特性に着目し、食品関連産業を中心とした企業誘致や地場産業の振興を図っていきたいと考えています。

26ページをお開きください。

八代港のさらなる活用では、八代港の港湾施設の整備を促進しながら、八代、水俣、芦北や人吉、球磨地域で生産される豊富な農産物、木材などのアジアに向けた輸出拡大を目指したいと思います。

次の広域観光の推進では、2つの新幹線駅、南九州の交通結節機能を生かした交流人口の拡大を図ることとしており、八代、水俣、芦北、人吉、球磨の3つの地域、さらには宮崎県や鹿児島県を結んだ広域的な観光を推進します。それぞれの地域が持つ魅力ある資源を生かしながら、魅力ある観光地づくりを進めることとしています。

さらに、県八代運動公園などを生かしたスポーツによる賑わいづくり、八代で盛んな施設園芸農業のハウス加温に、人吉・球磨などの豊富な林業資源を生かした木質ペレット等を活用し、コストの安定化を図るなど、農業における新エネルギーの導入などを掲げています。

27ページには、県政における歴史的経緯と重要性を踏まえながら、第5次水俣・芦北地域振興計画を着実に進めるとともに、ふるさと五木村づくり計画に基づくソフト、ハードの取り組みを推進していくことを記載しております。

28ページをお願いいたします。

最後に、天草・宇土半島地域です。この地域全体として広域的な観光による交流人口の拡大や、天草ブランドを生かした産業振興などを目指す地域と考えております。将来像としては、地域特有の景観、自然、歴史・文化などを生かし、宇土半島から天草までが一体となった、さらには島原半島や鹿児島県の出水地域と連携した広域的な観光が展開され、交流人口が増加。また、農林水産業における

6次産業化や水産業の振興、天草オリジナルブランドの発信などにより、経済が活性化する姿を描きました。

主な取り組みの方向性としては、地域の特性を生かした観光の振興を掲げました。世界に通用する地域資源を結びつけ、宇土半島から天草の下島まで、さらには長崎、鹿児島と連携した回遊性の高い観光の振興、また豊富な農水産物を活用した食と観光の連携など、各種産業と観光との連携を推進します。

あわせて、天草・宇土半島地域へのアクセスの魅力向上を図るため、三角線における観光列車「A列車で行こう」、天草宝島ラインの活用、熊本天草幹線道路の整備などの取り組みを進め、天草エアラインの利活用も促進します。

平成28年度は、天草五橋開通50年に当たりますが、地域が一体となった連携事業の推進を図っていききたいと考えています。

また、29ページには6次産業化等による農林水産業の振興と天草オリジナルブランドの育成と発信を記載しています。

地域特産物の高品質化、ブランド化、また企業参入による耕作放棄地等を活用したオリーブや緑竹等の栽培を推進するとともに、商品化への体制を確立し、新たな産業の創出に向けた取り組みを推進します。

クロマグロやクマモト・オイスターなどの新たな養殖水産物の安定生産や加工品の開発、天草産として消費者に届ける流通体制の整備を進めます。多品種にわたる農林水産物を1年を通して提供できるという強みを観光と結びつけることで、農林水産業の振興につなげます。「天草謹製」の取り組みを促進、天草陶磁器など伝統産業のブランド化をさらに推進していくことを考えております。

御説明してきました今回のビジョン、各地域の将来像や取り組みの方向性などは、市町村との意見交換を重ねながら描いてまいりました。そのため、方向性や考え方について市

町村とも共有できたのではないかと考えております。こうした方向性に沿って、市町村と一緒に地元の活性化に取り組みたいと考えております。

私からの説明は、以上です。

○中村博生委員長 以上で執行部からの説明を終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

まず、地方分権改革と道州制関係についての質疑を行いたいと思います。質疑のときは、挙手をお願いいたします。ありませんか。前川委員。

○前川収委員 最初の特別委員会資料の16ページで、九州広域行政機構の話も随分先に進んでいるような感じで、閣議決定をされて来年、法案を通常国会に出すというところまで、先ほどの説明の中ではお話があったようでもあります。できるかできないかは別としても、そういうことを総理がはっきりおっしゃっているということでもありますから、私の想定よりかなり前に行っているのかなという気はしております。

そこでですけれども、基本的に広域行政機構というものが本当に動き出すという状況が、今この説明の段階においてはかなり現実的なものとして見えてきました。議会の役割というのは、前に進めたりちょっと立ちどまったりして、いろんなことを検証していくということが当然の役割でありますから、その検証の意味も含めて、やや立ちどまる部分のところも必要なのかなという思いで、ちょっと質問させていただきたいと思っておりますけれども、いわゆる出先機関を丸ごと移譲ということが、新しい今回の広域行政機構の考え方、九州モデルの考え方だというふうに向っております、それはそれとしていいんですけれども、懸念事項の中にも述べられましたが、ちょっと何ページのどこことというのはわか

りませんけれども、懸念事項の中でも述べられておりますとおり、財源措置がどうなっていくのかということ、これがやっぱりいろはの「い」であって、これなしで丸ごと移譲というのはあり得ないという話だと思っております。

そこで、新しい機構ができると、国の省庁は基本的には残るんですね。霞が関に建設省なり何々省なりいろんな省庁がありますから、それは残って、そこがいろんな予算を、最初はまずそこですべての予算が国家予算としては入ってくる。今度は、そこから例えば振興局単位というんですかね、九州だったらこの広域行政機構というところに配分されていく、これがそれぞれの省庁間で配分されていくということになるのかなというイメージを持っておりますけれども、その部分がしっかり担保されておらないと、仕事はどうぞやってください、財源はだめですという話になっては困るし、それはいわゆるいろんな事業を積み上げた中で事業としてやっていかなければならないわけでありますから、丸ごとであれば、今だって九州単位のいろんな出先機関が積み上げ方式で予算をずっとつくってきていると思うんですね。それを国家予算の中での配分という形で今事業をなされているということですが、その仕組みそのものが変わっていくのかな、どうなのかなというのが、よくイメージができておりません。そこで、そこはどんなふうなイメージを持っていらっしゃるのか、ぜひこの際1回きちっと話を整理しておくべきだと思っております。

でないと、地方分権、地域主権だと言って旗を振って、何でもかんでももらえということでは、今の段階ではある程度旗を振らないと難しいという、相手がいる話ですから、という思いはありますけれども、では本当にその旗が正しい旗だったのかというのが、住民レベルで何らわからない状況の中で、県民生活がどう変わってくるのかという

視点もまだ余りないようでありますけれども、その辺のところの精査をしていくのは当然議会の仕事でありますから、そういった部分のイメージがなかなかわきません。つまり、国からお金がどう流れてくるのかということ。金が流れてこなければ、とんでもない話で、それはできるはずもない話ですから、私はそれは反対しますよ。その、人、物、金というんですかね、そういったものの流れを今度どうきちっと担保をされていくつもりなのか、お願いします。

○坂本企画課長 企画課です。

16ページのところで、広域行政機構法の骨子ということで出したのは、実はことしの2月でございます。ポイントをまとめたこの紙自体は7月ですが、4番目に、国による財源措置や具体的な手続を法律で規定することとしております。我々が考えている、九州で考えています広域行政機構法は、人・物・金すべてを用意していただいた上でしか成り立たないものです。その国による財源措置を法律で規定してくださいということを、早い段階から国に対しては申し上げております。そのイメージはどんなイメージかということ、国が財源措置をするのに必要な資料は提出します、地方から、こんなものが必要ですよというのを提出します。それに対して、国は財源措置を必ずするというので、もしその財源措置に不服があった場合は、内閣総理大臣に対して不服を申し述べるというようなことのやりとりが可能な制度にしてくださいということを、この機構法の骨子では言っております。それは早い段階に九州の方から国に対して投げかけているんですが、それを検討していただいておりますアクションプラン推進委員会等の中で、中間取りまとめというのが出てくる予定でした。というのは、もう前回から御説明しておりますが、そういう中で、その中間取りまとめでどんな形にするというイメージが出

てきたら、それに対して地方から意見を言っていこうと思っているところなんです、今出てきているのは、こんなことを検討しなければならぬという課題がずっと出てきておりました、それに対して、先ほど御説明しましたとおり、九州からは早い段階でそういう検討課題というのは、こちらから提示したでしょう、あとは国がそれに対してどう考えているかを示すべきですという意見書を10月7日に出しております。

その後の11月25日には、何かその検討課題自体が集約されたイメージができていますが、ではどういう形で、財源問題をどんな形で整理するというふうに国の方がイメージしているのかというのは、我々はちょっと今見えておりませんので、それに対して反論のしようがないというんですか、意見の出し方がない状況でございます。

○前川収委員 非常に危険な状態だなと思っています。その確認がとれない状況の中でつんのめっていけば、後で「しまった」といったときに間に合わなくなってしまうので、そこはやっぱりきちっと財源なしで権限下さいなんて言う必要はない。皆さんも、そんなことを言うつもりもないんだろうと思いますが、そのこのところの整理は、やっぱりきちっとすべきですよ。というのは、広域行政機構を九州はやっていますけれども、財源がきちっと担保されないやつであれば、やれませんが、従来どおりだという形のメッセージもやっぱり出さないと何が何でもみたいな話でやってしまうと、私は非常に危険な状態に陥ってしまうんじゃないかなというふうに思っています。

それから、省庁間でいわゆる今までの予算というのは全部流れていった。総理府か何か、一元化するのかがどうなのか私もよくわからないんですけれども、その辺もまだ見えないうことだと、今のお答えではあろうか

と思いますが、やっぱりその辺のところの確認をきちっとやらないと、ただつんのめって前に行くだけということだけでは、やっぱり非常に不安を覚えているというのが現状ですので、その辺をやっぱり着実に確認をしながら、少しずつ前に進まない。一遍に前に進もうと思って、本来点検すべき部分が点検できてないという状況にはならないようにしていただきたいと思います。

熊本市の政令市のときだって、議会が指摘したから、こういう差異が出てきますよというのを、きょう委員会で報告なさいましたけれども、ほとんどのところが、県民・市民レベルは知らない話ですよ。それぞれの課同士では話し合いがあっていたかもしれませんが、もう来年3月なのに変わるんだということがわからないままに進んでいるということが現実にあっているわけですからね。まだ間に合っているか間に合っていないかよくわかりませんが、そういうところはきちっと整理しながらやってもらわないと困ると思っています。議会としては、今時点においても基本的には、この機構については、やるかやらないか、とにかくしっかり見きわめていきましょうという賛否をはっきりしているわけではないわけですから、そのこのところはしっかりと、取り組んでいく上におけるポイントとしてメッセージを出してもらえればと思っています。九州全体の話ですからね。熊本だけが言ってもだめなんですから、熊本だけが先に立ちどまりますなんて言えない状況にならないようにしてですね。それは恐らく、財源の問題というのは各県みんな当たり前のこととして問題意識を持っていらっしゃるというふうに思いますけれども、その確認をしっかりとってください。

○松岡徹委員 関連しますけれども、九州広域行政機構関係で各省庁との煮詰めですね、総理は出すと言ったけれども、最近の総理が

いかに不安定なものかというのは御承知のとおりで……。例えば、省庁との関係で私が気になるのは、東北大震災があったでしょう、あのときの国土交通省関係、東北整備局とか、そういうところで、言うならば4日間で15の幹線道路を開通できるようにした。それをやったから自衛隊とかいろんなものができるようになった。そのために国交省では、全国から2万人動員したと。やっぱり、国土交通省としてのその道路に対する管理の蓄積とか装備とか、そういうものがあるからできたんだと国交省は言っているわけですよ。そういうふうな国交省が、いや九州には丸ごと移しますというふうに、そう簡単になるのかと思うんですよ。だから、そこら辺は、今、前川委員が指摘された財源の問題も当然あるし、実際その機能としてそういうことでオーケーですよというふうに国交省が言うのかなという点ですね。そのところは、どんな具合なんですか。

○坂本企画課長 14ページを再度ごらんいただきたいと思います。

ここに箱囲みで書いておりますが、国の出先機関の原則廃止は政府の決定事項であり、地方もこれを信頼して具体的な検討を進めてきたということで、今その政府の中で国交省がどういう御主張をされているのかというようなお話でしたが、それはたぶん、もともと出先機関の原則廃止を決めたのは、東北大震災の前のことであつた。東北大震災を経験した今となつては、もう1回考え直すべきではないかというような議論が国の方で行われているというのは聞いております。ただ我々は、例えば九州地方整備局を丸ごともらった場合に、受け皿として九州広域行政機構が九地整を丸ごともらったときに、その権能、ノウハウすべて引き継ぐということで、つまり人材も金もすべて引き継いだ場合に、では4日間で道路をつくるとかというようなことがで

きなくなるのかと言われると、たぶんできるのだろうと。そういうようなノウハウもすべて引き継ぐんだというふうに考えていまして、そのことをもって国のままでなければならぬということではないだろうと思っております。ただ、有事のオペレーションについては別途法制化すべきではないかという議論が今あつて、その特別な場合は国の権限下で行動するというようなことでもいいのではないかというような議論をされていることもあります。

ただ、我々はその政府の中の議論は早く整理して、こちらに投げさせていただいて、こちらからの意見を言わせていただくといいなというところで考えているところです。

○松岡徹委員 課長は、その政府の方針を信頼して言われたけれども、余り信頼してもろくなことはない。それは平成の大合併だって政府の方針だったけれども、やっで大変な目にあっているわけですよ。

この問題は、いわば出先機関廃止というこの関係でいくと、いわば東北の問題は東北の振興局が頑張っただけではないんですよ。国土交通省の全国単一の、いわば省として総力を上げてそういうことができたわけなんですよね。そこら辺のところも含めて、やっぱり改めて検討する段階にきているんじゃないのかなと。そういう点もきっちり煮詰めた上でどうなのかと。余り先のめりに行かないで、この前もこの関係は繰り返して言っていますけれども、そういうような点が必要じゃないかなと。

もう1つ道州制関係でちょっと聞きますと、これは結局は道州制につながっていくことになるわけですよ。その辺は、内容とタイムスケジュールという点ではどういうふうにとらえているわけですか。

○坂本企画課長 今のところ、その道州制の

問題と出先機関の原則廃止の問題とは別の問題としてとらえられておまして、受け皿というようなことで、例えば九州のやり方の九州広域行政機構というように国の出先機関をすべて集めて、そこで九州でのガバナンスをしていくということを積み重ねていくと、それはたぶん道州制の訓練にもなり、道州制へのステップともなるものだと思っております。

○松岡徹委員 それは、はっきりしているんですよ。九経連なんかの文書を見ると、それは一体のものとしてとらえられていると、私は理解しているんですよ。これはこれで道州制は別ですと言っても、路線としてはそうはなっていないというふうに思うんですよ。

それで、ちょっと聞きたいのは、結局は、この前、蒲島知事が道州制の州都というのは言い続けることに意味があるとか、そんなことをおっしゃったけれども、私はそういったあり方は非常に危険だと。何かを掲げて、それは小泉さんが言ったように、郵政改革が本丸だと言ってやって、日本の改革が何がよくなったかと。そんなものでね。

例えば、いわば広域行政機構と道州制は不可分の関係なんですよ。それでいくと、道州制になると、この前も言ったけれども、いわば基礎自治体は30万ベースになっているわけね。30万ベースというと、消防の広域化で今4つに分けてやろうとしているけれども、県南のブロック、あれが大体30万ですよ。人吉、球磨から水俣、八代ね。そんなのが基礎自治体になり得るか。平成の大合併以上に悲惨な状態になる。そういったことも、やはり熊本県としては、地方自治体としてはちゃんと見ながら、そこら辺のところをやっぱり踏まえていく。いつでも何か、「それ行けどんどん」というような形でいくと大変なことになるんじゃないかなと思いますので、その辺のところはどういうふうに考えら

れておりますか。

○坂本企画課長 基本は、道州制を検討するに当たっては、基礎自治体がどういうボリュームであるべきかだとか、そういった検討は欠かせないものであろうと思っています。ただ、現状では政府は道州制については検討の射程に置くというような表現だったと思いますが、そういう程度であって、実際はその道州制を進めるという方向での検討だとかは政府の方では進んでいないように感じております。その中で、我々は今、現実的には目の前にあるその出先機関の丸ごと廃止というものをどうやって受けとめていくかということで、政府の決定事項であるならばどうにかして受けていくというようなことで、受け皿としての九州広域行政機構というものを想定して出したということで、発想として道州制と関連はあると思っておりますが、別のところから出た話でして、実は違う議論をしております。

○松岡徹委員 課長の気持ちはわかるけれどもね。蒲島知事は、この前の議会でもこう言ったじゃないですか。広域行政機構は私が提案してできました。そして、言うならば道州制の州都を目指して叫び続けることに意義があると。それはもう九経連の松尾さんも言っているようなことで、そして今度シンポジウムも松尾さんと一緒にやるわけだけれども、やっぱりそれは30万ベースとか何かというものも、この間によって、道州制構想の輪郭としてはいろんな角度で示されているわけですよ。そういう点もやっぱりちゃんと見て、やっぱりこの路線を拙速に進めるとどうということになるのかというようなことを、この間の平成の大合併なんかの経験に立って……そういう点では前川委員も言ったように、余りつんのめらないで、きっちり立ちどまりながら対応していくと。それはまた議会ともきちっ

と了解を得ながら、議会は議会として判断していくということが必要だと思います。これは意見として、答弁は要りません。

○中村博生委員長 意見ですね。

今いろんな意見が出ましたけれども、この原則廃止も含め、道州制、今、国の方が立ちどまっているような状況でありまして、県と国との協議、議論等がなされないような状況であります。そういったこともありますから、前川委員の意見もそうでありますし、やっぱりこの委員会で、よしあし抜きにして審議していこうということでもありますので、委員の皆さん方が一番御承知かと思えますけれども、今後の進め方として御理解いただきたいというふうに思います。

ほかにありませんか。

○松岡徹委員 地域主権改革に関連して、関係法律の整備に関する法律というのが説明では何回も出てくるけれども、この中身が、私はやっぱり、これは委員長への要望でもあるんですけども、この関係法律の整備に関する法律という中身を執行部からきちっと説明してもらって、委員会で審議するというのを検討してほしいと思います。

というのが、これをずっとチェックしてみると、1つは例えば子ども・子育て新システム、保育の問題ですね、これについては請願も出されて全会一致。この前は民主・県民クラブがちょっとあれだったけれども、その前は全会一致だった。意見書も出されている。保育だけじゃなくて、介護も障がい者も医療も、それから生活保護も公営住宅も、それから僻地教育も高校の定員増とか、さまざまな問題がこのいわゆる関係法律の整備に関する法律では出ているわけですよ。基本的には、この中身というのは、いわば基準というものがあつたのを参酌するとか努めるとかというふうになっているわけですよ。ですから、こ

れは執行部に質問というよりも、委員長への提案でね。そこら辺のところ、ぜひ1回細かく審議して、地域主権改革だから「それいけ、どんどん」というわけにはいかん。やっぱり保育については意見書を議会として出したけれども、それにつながる中身がいっぱいあると私は理解しておるわけですけども。保育についてとったような態度を、やはり当議会としても、当委員会としても考えたらどうかということですよ。

○中村博生委員長 今、松岡委員から提案がございましたけれども、各常任委員会の方で審議してもらうようになっておりますので、この委員会ではちょっとどうかなという考えであります。

○松岡徹委員 それは委員長の判断は判断はけれども、ここで説明があっているはずだから、いわば地域主権改革としてはこうなっておりますというあれだから、そのための委員会ですね。

○中村博生委員長 あつたのは、例としてと言うと、悪いんですけども、そういった形での説明だったと私は思っておりますので、やっぱりそれぞれの常任委員会でするのが筋であろうと思いますので、そっちの方で考えたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、次に政令指定都市関係についての質疑に入りたいと思います。ありませんか。藤川委員。

○藤川隆夫委員 政令指定都市実現に向けての動きの参考資料の11ページからなんですけれども、事務権限移譲に伴い関係者に新たな負担が生じるということが、ここに記載され

ております。この中で内容を読んでみると、どちらかというところだと精神障害、発達障害とかそういうものが含まれております。この方たちに対応として負担の軽減をするというような形に書いてありますけれども、負担軽減するんじゃないで、どこの市に住んでいてもその市に出せば県につながり、県に出せば当該市町村に連絡がいくようなシステムをつくりさえすれば、別に利用者に対する負担は求めなくて済むと思うんですね。だけれども、これを見ると、障がい者におおのこの市町村に出向いてしるか、いろんな形でここには記載されているので、果たしてそれがいいのかなという気がしてしょうがない。今までやっているところに、そのまま届けを出せば、当該市町村なり逆に県なりにきちっとした情報が伝わるようにしてもらえれば、別にこんなものは必要ないと思うんですね。それは、どういうふうに考えていますか。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

今回、移譲に伴いまして手続等で変化があるものを記載しておりますが、それぞれ主には障がい者支援課あるいは高齢者支援課等での手続、主には障がい関係の手続になりますけれども、これについては記載のとおり、当然、移譲に伴って変化が伴う部分がございますが、この負担を軽減するような形での現在、事務手続の工夫を書いております。

実際の細かいところを、どこに書類を出してどういう流れでその書類が処理されていくというところについては、この場では私は承知しておりませんので、今、先生の方からいただきました意見を踏まえて、もし、より事務が軽減されるような部分があれば工夫していきたいというふうには考えております。

○藤川隆夫委員 負担が軽減されるんじゃないで、負担が今までと同様な形にというのが

当たり前の話だと思うんですね。政令指定都市になったからといって、住んでいる地域によって新たに書類を出し直さなければいけないというような話になるのは、これは本末転倒だと思います。だから、どこに住んでいても今までと同じような状況になるのが当たり前だと思うんですね。だから、その付近を踏まえてきちっと、市・町間、県とつながりをすれば、私はそれで済むと思うんですね。それは、ちょっと考えていただきたいと思います。

○吉田健康福祉政策課長 ここに掲載しておりますものは、主に今まで県に出していたものを県ではなくて熊本市の方に出すように変わったというようなものが中心でございます。そのあたりは十分、受給者あるいは利用者の方に、窓口は変わりましたという周知は、熊本市、県の方からやっていきたいと思っております。

そのほか、転居に伴いまして手続が若干変わるものにつきましても、診断書等、添付書類等は県と市でうまく連絡が行くような形での内部での事務処理はやりたいと思っております。

いずれにしましても、御指摘を踏まえて検討できるものは検討していきたいというふうに考えております。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。前田委員。

○前田憲秀委員 済みません。今の藤川委員のところなんですけれども、私も負担の軽減というのがずっと気になっておりまして、この例にもありましたパスポートあたりは以前にも私はお伺いをして、県で集中して今まで受け付けたのが、今、県下でも実施されていますけれども、旅券作成の機械が数千万円か何かするんだったのですかね、県以外には、ど

こにも設置できなくて、申請書類等の交換の日数がかかる。その負担はわかると思うんですけどもね。ワンストップで各市町村で受け付けまできて、ただ交付までの日数がかかる。その負担はわかるんですけども、先ほど藤川先生も言われていたような、政令市移行において提出する場所が変わるだとか、より便利になるならともかく、何かこう負担を軽減するという、何か手間がかかるというのがどうも引かかるものですから、私もそこは関係の部署はいろいろまたがるんですけども、そこはなくなるような形で、私もそこはしっかり努めていただきたいなというふうに思います。

今、能登課長の方からずっと説明があって、一部ないところもあったんですけども、周知を図るだとか、協議は済んでいるだとか、いろんな表現があるんですけども、利用者側からして、政令市移行になって不便になったらやっぱりそこがまず一番判断のところじゃないかなというふうに思います。そこは私からも、しっかり要望したいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○能登市町村行政課長 私も説明不足のところもありまして、申しわけございませんでした。

今回お示しした影響のある事務については、移譲のメリットも当然ございます。例えば、先ほど最初の例で申し上げました自立支援医療費の移譲のメリットにつきましては、現在は申請書の受け付けだけを熊本市が行いまして、それを県で認定を行うというような事務でございますが、それを熊本市が認定までの事務を一貫して実施することにより県への進達期間の短縮等が図れるようなメリットもございます。そういったメリットができるだけ生かされますように、影響については極力負担軽減が図られるように、関係部局とも相談しながら対応してまいりたいと思いま

す。

○中村博生委員長 ほかに。前川委員。

○前川収委員 今お話があったものに関連なんですけども、社会的弱者の皆さん方に対しての全く知らなかったんですけども、見れば、そういう皆さん方に対して何か変化が生じてしまって、それが結果として負担になるということが、これをずらっと見ていくと、違うのもありますけれども、そういうのが多いですね。それは何か議論の過程の中で、今まで県もやっていたんだから、これも県で受け付けて、これまで従来どおりやりますよというやり方はできなかったんですかね。もちろん市でもできるけれども、経過措置として県でも受け付けるということで、その状況を見きわめて最終的にはきちっと市に移管する。やっぱり経過措置とか必要じゃないですか、激変緩和とかです。そういった措置をとろうという何か話はなかったのか。担当課長はどっちなのか知らぬけれども、特に福祉関係ですよ。

○吉田健康福祉政策課長 資料にも幾つか抜書きしておりますが、行政的な手続については、記載のとおり来年の4月1日から切りかわっていくということになります。特に福祉関係の相談関係につきましては、例えばこの資料の11ページに精神保健福祉センターの設置、運営というのがございます。これについては、現在、長嶺にあります県の精神保健福祉センターで一括して相談をお受けしておりますが、新たに市の方で設置されれば当然相談先は変わってまいります。影響に対する対応策でございますように、当分の間については、熊本市民からの相談についてもケース・バイ・ケースで対応していくというような形で、若干の経過的な対応は行うというものも生まれてございます。

○前川収委員 こういう対応を、いろんな申請手続の問題であっても、一たん県がきちっと受け取って、これまでどおりやりますと、これは経過措置ですよ。そのときに、今回はこうですけれども次回からはこうしてくださいよみたいな話で、激変緩和的な経過措置のやり方というのは、一般的には、市町村合併をやったときも皆そうしていましたよ。一遍に全部変えるというのは難しいということ。特に、こういう福祉関係の分というのは、もともとやっぱり書類提出そのものが本人や家族にとっても非常にプレッシャーになっているような書類ですから、そういうのは今からでも激変緩和で、運用のやり方でできるんじゃないの。そういう運用等々をもう1回再検討してみたらどうでしょう。4月1日からこっちですということじゃなくて、両方に窓口は開きながら徐々にそういうふうに変えていくというやり方ですよ。そういうやり方ができないのかどうか。条例がもし邪魔しているんだったら、条例を変えればいじゃないですか。附帯事項か何かつけておけばいいんでしょう。

○吉田健康福祉政策課長 決め事でそこはどういうふうにするかというのは別にして、実際の運用としては4月1日以降、前の窓口に、県の窓口においでになったときには、きちっとその辺をうまく市の方に引き継げるような形での現場の対応というのは当然必要かと思えます。

○前川収委員 現場の対応というのは、受け付けて「ああ、これは、済みませんが熊本市に持って行ってください。」というのであれば、それは対応じゃないですね。そこで引き取ることが対応なんですね。そこまでできるということですか。

○吉田健康福祉政策課長 そこはちょっと、この場では即答しかねますので、御意見を踏まえまして、どこまでそういった対応ができるか検討させていただきたいというふうに思います。

○中村博生委員長 せんと、だめですね。

○前川収委員 ぜひ、やってください。

○中村博生委員長 ほかに。山口委員。

○山口ゆたか委員 関連して、16ページの有料老人ホームの設置、指定居宅サービスの事業者等の指定とかについてなんですけれども、今、対応策として調整の場を持つこととしている、こういう表現で書いてあるんですが、一義的に同じような形で語ることはできないと思うけれども、24年度から新たな形で、市の方が例えば基準を緩和していくのか、緩やかな形になろうとしているのか、そういう状況がわかれば、わかる範囲でいいですからちょっと聞かせていただきたいのと、この調整の場というので、どういったことをされていくのかお聞かせください。

○吉田健康福祉政策課長 有料老人ホームの設置等に関しましては、高齢者支援課の方で今所管してやっております。今後、設置しようとする際の事業者からの設置届け出を受理して、必要に応じて立入調査、指導を行うという業務になります。これにつきましては、ことしの4月以降、県・市間で事務担当者の打ち合わせをやっておりまして、現在、移譲する細かい事務のリストに基づいて事務的なやりとりをさせていただいているところでございまして、県、市での調整の場というのは、今後また実際にやります4月に向けて今から持っていくというような状況でございまして。理屈でいきますと、独自に市が基準を条

例で定めるということになっておりますが、そこは県・市間でどういった形にするか十分調整をさせていただきたいなということで、事務方で今協議をやっているところでございます。

○山口ゆたか委員 確かに市の実施も認めながら、しかしながら、また緩和が進んで変わるというのなかなか難しいのではないかという気もしますので、そういった点にもちょっと配慮しながら、調整の場を通じて、あと2月に報告という形になるでしょうけれども、できれば熊本市の意向も尊重しつつ、全体としてのバランス均衡のとれるようにお願いしたいと要望しておきます。

○中村博生委員長 要望ですね。
はい、岩下委員。

○岩下栄一委員 地方分権とか権限移譲とかいうのは、結局、住民のサービスの向上とか効率化というのが1つの大きな目的なんです。さっき藤川先生がおっしゃっているように、権限移譲されてサービスが低下するとか、よくないことで問題なんですけれども、1つ結局、権限移譲と並行的に考えなくちゃいかぬのは人間なんです。人材ですけども、結局、権限は移譲したけれども市の人間の対応ができないということもあるので、今の時点で県と市の人事交流とか人材の交換とか、そういうのは現時点ではどうなんですか。

○古閑人事課長 今年度につきましては、市から30名、県の方に受け入れて、今おっしゃいましたいろんな業務で研修を行っております。

24年4月以降は、逆に県から市の方に県の職員を派遣しまして、現場でいわゆる指導・助言をするというようなことで、現在のところ

25名程度を24、25年と2カ年にわたって派遣する予定にしております。

○岩下栄一委員 権限移譲、政令市、いろいろ市民は今のところ随分戸惑っているんですね。やっぱりサービスの低下がないように、ぜひこの人事交流をうまくして、効率アップ、サービス向上をお願いしたいというふうに思います。

○平野みどり委員 関連なんですけれども、14ページの方に、県費負担の教職員の任免に関する事務というふうに出ています。それぞれで採用、人事評価、懲戒処分等々をやるということですが、一昨日ですか熊本市の方で高等養護学校を設置するというような記事が出ていました。小中の部分は地域の学校の中で今後検討するということですが、とりあえず高等部というものができるということになると、八代市立養護学校でもそうでしょうけれども、専門的なスキルを持った先生方が、やはり交流していく必要があるんじゃないか。熊本市以外のところだけで移動していてもよくないわけで、熊本市だけで今後は養成できていても、これまでの経験を蓄積した教職員が十分いるとは考えられないわけで、双方にとっても今後も移行期の人事交流だけでなく、恒常的にもやっていく必要があるのではないかなというふうに思うんですけれども、そこらはどういうふうな……。今、大筋の合意ができていて、運用についても協議中というふうにありますけれども、今、必由館と千原台の方にも、一たん県職員をやめて市の職員になるという形で異動があらわれていると思いますけれども、そういう形になるというふうに考えていいんでしょうか。

○田中教育政策課長 教育政策課です。
今お尋ねの高等学校につきましては市立、いわゆる熊本市立の高校というのはまだ2校

しかございません。今後、市の高等養護学校ができてきますと、それで3校になりますけれども、特に高校につきましては数が少ないものですから、熊本市の方もちょっと懸念を抱いてしまして、そこは詳細に今協議を進めているところでございます。

今後できる高等養護学校につきましては、さらにまた県の方に特別支援教育室がありますから、そちらとも協議を進めいくことになるかと思っております。

○平野みどり委員 高等養護学校もそうですし、小学校・中学校に支援学級とかありますよね、そこにもやっぱり県立の養護学校、今後支援学校とありますが、そこで働いている先生たちが交流していく必要があると思います。県立の高校、市立の高校ということだけでないところでも今後とも交流がされるように、今後ますます必要になってくるんですね。小学部、中学部をつくらないということになると、支援学級でさらに充実させて高等部につながるということが必要なので、ますます県立の支援学校で経験を持った先生方がそちらに行くという必要があると思いますので、ぜひそこら辺も含めて検討していただきますように要望しておきます。

○中村博生委員長 要望ですね、はい。

ほかにありませんか。

○泉広幸委員 政令指定都市になって、事務権限が県から市の方に移譲される。その後、区の役割ですね。それぞれ5つの区があると思うんですけども、いろんな申請等は区でもできるんですか、どうなんですか。

○能登市町村行政課長 住民票関係、印鑑登録関係、そういった基礎的な事務も含めましてかなりの事務が区役所の処理が可能となります。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 政令指定都市誕生後の県内各地の将来像の案が書かれています。県北、県南のビジョンが書いてありますけれども、このビジョン自体は各市町村に恐らくヒアリングして書かれたものだろうというふうには思うんですけども、ある程度、裏打ちのできたような形のビジョンに。その他ですか。それでは、いいです。

○中村博生委員長 ほかに。

（発言する者なし）

○中村博生委員長 なければ、これで質疑を終了したいと思います。

それでは、続きまして閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件につきましては、審査未了のため次期定例会まで本委員会を存続し審議する旨、議長に申し出ることとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、その他に入ります。はい、藤川委員どうぞ。

○藤川隆夫委員 先ほどの県内各地の将来ビジョンに関してなんですけれども、恐らく各市町村でヒアリングされて書かれたものだと思うんですけども、具体的に事細かに書いてある部分があるんですけども、この部分に関しては裏打ちがされて書かれているのかどうか。例えば、水俣市立病院では、物を売るようなところを併設するみたいな形で書かれてあったりだとか、天草に行くと医療機関と連携してメディカルツーリズムとかいろんなビジョンが書かれていますけれども、その書かれた裏打ちというのはされているのかど

うか、この全体像の部分も含めて。

○坂本企画課長 企画課です。

基本的に意見交換をしていく中で、市町村から出た案、こういうことをしたいということを出てきたものをまとめております。

市町村で裏打ちがされているかどうかの確認をしたわけではありませんが、首長さんがそういうことをしたいという方向性を示されて、我々県庁内部で所管の関係課と協議をした中で、そういう方向で行くのであれば県もそういう方向でいいのではないかなというふうな、そういう内部での調整はやっております。

○藤川隆夫委員 市町村の意向を聞きながらされたというのはよくわかるんですけども、ただ県として、こういうビジョンを出すのであれば、きちっとやっぱり県が、市町村が幾らこれをやりたい、あれをやりたいといっても財源の問題もあるし、いろんな意味での資源ですよ、医療だって医療資源の問題もあるし、いろんな問題があると思うんですよ。この部分のある程度の裏打ちがないと、本当は県のビジョンとして策定すべきではないんじゃないかと思うんですけども。

○坂本企画課長 そういった意味では、実は具体的な計画というような形で、いつまでにこういうことをするというのではなくて、方向性を共有化するということで進めてまいった作業です。実際には今後の例えば新知事のもとで策定することになる次期の4カ年戦略でありますとか、そういうことの中で具体的にいつまでにどういうことをするというのを議会の議決を経ながら策定をしていくこととなりますので、そういう中で議論は進んでいくのではないかと考えております。

○前川収委員 県内各地、首長さんたちと面

談しながら、それぞれの意見を聞かれて、アバウトに6つの地域分けをしながら、それぞれのビジョンをお書きになっていらっしゃるって、その内容は私は細かくとらえるつもりはございません。それぞれの地域の中で意見があって、想像し得る範囲の中で大体のイメージと重なっているんだろうなというふうに思っています。

ただ、忘れていただきたいのは、なぜこのビジョンをつくったかということですよ。要は、政令市ができるということに対する政令市以外の地域における不安感があった。基本的な考え方はもうこっちに書いてあるとおりですね。そこがあって、このビジョンができたわけでありまして。これから来年度に向けて、また具体的なこの内容の取り組み、もちろん文章だけで終わってしまっただけで実現できないものの中にはあると思います。ちゃんと文章どおりにきちっと実現していくものの中にはあるというふうには思っています。これが全部の約束ではないというふうには思っています。イメージだと思っておりますが、いかにイメージといっても、これ紙で書いて、はいどうぞということでは、やっぱり困ると思ってるんですね。全部推進しますとか進行しますとか、努力しますとか書いてあるわけですからね。その際に必要な実行体制というのは何かといいますと、私は振興局だと思っております。それぞれの地域にあります地域振興局、これが最近、人も減り予算も減りという形の中で、何かどんどん衰退しているというんですかね。県の意図は、振興局の統廃合とかという話もないわけではないけれども、それは置いておいて、今これだけの政令指定都市ができた後に、これだけのビジョンを掲げて、わざわざ市町村長さんとちゃんと話をして、その上でビジョンをつくったんですから、あとは実行体制をどうつくるかですよ。その実行体制というのは、出先機関の振興局だというふうに思っていま

す。県庁で全部やれるわけではない。振興局の中に市町村長と一緒にあって推進していく、そういったものがなければ、これこそ何も変わらなければ絵にかいたもちになってしまうと思っていますが、今後このビジョンを前提にした振興局の機能強化については、何かお考えがありますか。

○古閑人事課長 今、前川収委員から御質問がございましたけれども、現在、各地域における振興局の役割というのは非常に重要だということは、認識をいたしております。

ただ、一方で、御承知のように市町村合併等のいわゆる大きな変化がございます。また、それに加えて今回、政令市への移行といった変化、それをどういうふうにとらえて振興局の今後の将来像を描くのかということが、1点ございます。

さらに、あわせて、今お話がございましたこのビジョンを踏まえて各地域の振興をどういうふうにやっていくのかというような点もございます。

以上の点を踏まえ、今後、地域の意見も十分慎重にお聞きしながら対応を検討していきたいと考えております。

○前川収委員 しっかり地元の意見を聞いていただいて、今でも皆さん方が思っている以上に、少なくとも私の地域や、皆さんのところもそうだと思いますけれども、振興局が果たすべき役割というものは非常に大きいというふうに思っております、その機能が少しずつ少しずつ減っているというのが私の実感でありますから、ぜひこういうビジョンをおつくりになったのであれば、振興局の機能強化に向けた準備をもう1回やっていただければと思っております。以上です。

○杉浦康治委員 関連して。これは市町村から出てきていますので、そのところどころで

非常にいい案になっていると思います。

今、前川先生もおっしゃるように、ただ紙に書きましたというような形でなくて、これを実現できるように県としても深くかかわっていただきたい。市町村任せということはないと思いますけれども、できるだけ深くかかわって行って、この目標の達成に向けて頑張ってくださいというふうに要望しておきます。

○中村博生委員長 要望ですね。

○松岡徹委員 これ要望、意見ですけれどもね、答弁しなくていいですけども、知事がいわゆるかばマニに何て書いておられるかというと、政令市になれば県全体が底上げすると。そう単純でなかったということが、県議会の議論の中でもあっております。それはそれとして同時に、政令市以外の県内各地に人と金を投入して、政令市以外の政策推進に当たる、そんなことを書いておられるわけですよ。人と金ね。

きょう報告があったその構想自体は、これはこれとして今後さらに中身の濃いものにしていく必要があるが、実際に熊本市以外の、その中で特に知事も言っておられる、とりわけ疲弊した地域の再生に投入するということまで、かばマニには書いてあるわけですけども、そういう点で見た場合に、その人と金をどうするかというような点では、先ほどもあった地域振興局の役割が非常に大事だと。この県土ビジョンは6か、振興局は今10かな。消防は4ブロックになっておるでしょう。ぐちゃぐちゃになっておるわけよね。その辺のところを、やっぱり熊本市以外の再生・振興のためにどう知恵も人も金も生かすかという点では、これを本当に実効あるものにするためには、そこら辺を抜きにはできないと思うので、そういう点も十分検討していただく必要があるのかなという意見ですね。

○中村博生委員長 意見ですね。今の点、よろしく願いいたします。

○重村栄委員 政令指定都市移行に伴う権限移譲の件でお聞きしたいんですけども、今回の一般質問の中で小早川議員が熊本港にかかわる件で、権限を熊本市に移譲したらどうかという質問をされました。これに対して蒲島知事は、否定的な答弁をされました。その理由として、熊本港は広く県民が利用するものであって、市民に偏った利用がないということを経由に挙げられたというふうに私は記憶いたしておりますが、それにかかわって、今回権限移譲されなかった港湾の中に、河内港と百貫港があります。この2つの港は、たぶん私が推測するには、ほとんど熊本市内の人しか利用しない港ではないかという感じで受け取っているんですけども、もしそうであれば、蒲島知事の答弁からすれば、熊本市に移行するのが当然ではなかろうかなというふうに感じるんですけども、なぜ移行されなかったのか、今回の協議の中でそれができなかったのか。あるいは今後の対象検討課題にされる可能性があるのかないのか。基本的な考え方を聞かせていただきたいと思えます。

○金子監理課長 そもそも港湾施設自体は、県管理になっております。政令市になったからといって、市町村に即移管するものではないだろうと思っております。これは熊本県内に商工関係の港湾はかなり多いんですけども、それがすべて政令市になったからといって市町村に移っていくわけではないと思っております。

ただ、熊本港と八代港については、役割分担の中で、市とどう話をしていくかという意味では、熊本港については人流・物流の拠点として、熊本市だけに受益者がいるわけでは

ないから、県として管理する必要があるんじゃないかという知事の見解だったろうと思っております。ただ、河内港とか百貫港とか、それ以外の港湾については今後、熊本市、政令市移行後でも、権限移譲については協議を進めていかなければいけないことになろうかと思っております。

○重村栄委員 いろんな法律の縛りの中で県の管理という基本的な考え方があるようですけども、現実問題として広く県民が使うというものではない。たぶん99.99%ぐらい熊本市内の人を使うんだろという感じがいたします。そういう現実を見ると、では本当に県が管理をしなくちゃいけないのかなという現実論でやっぱり物は考えないといけないんじゃないかなという感じがします。今回すぐどうのこうのでもなくてもいいですから、今後の検討課題としてしっかりその辺は議論してください。そうしないと、やっぱり県民になかなか説明しづらい部分だというふうに思えます。ほかに、そういったものが幾つかあるだろうという気がしますので、細かく見ていただいて。熊本市としては、とりたくないという気持ちもわからないではないです。でも、それはやっぱりきちんとしたものをしないと、どこかできちんとした線引きをしておかないと、この分はこっち、この分はこっちという、変にあいまいさだけを残すとよくないと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○溝口幸治副委員長 済みません、簡潔に。この各地域将来像の案の、きょう説明なかつたですけども、9ページのまとめのところ、まとめの上から3行目、「本県は」というところから始まって3行目の「市民力など個性あふれる資源に満ちています」、この「市民力」が非常に得体の知れないことだとか、蒲島知事が本会議場でも、熊本の市

民力という表現を使われることがありますけれども、これ何かよくわからないというか、「個性あふれる資源」につながってくれば、まあ独特な特異な力なんだろうと思いますけれども、何か紛らわしいというか、よく意味がわからない言葉はやっぱり省いた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

よくかばマニとかにも、「県民」とか「県民総力戦」とか、そういう言葉は踊りましたけれども、この「市民力」というのは、最近何か蒲島知事が使われるようになった印象がありますし、非常に何か誤解を招くというか、よくわからないという感覚がしておりますので、ぜひ省いていただきたいと思いません。別に答弁は要りません。

○坂本企画課長 できれば、わかりやすいような表現にさせていただきたいと思いません。

○中村博生委員長 よろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 なければ、これをもちまして第5回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午後12時2分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長